山形県理学療法士会 慶事、弔事への対応に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、山形県理学療法士会会員に慶事、弔事があった場合の対応について定める。

(適用)

第2条 この規程の適用は、定款9条に定める会員とする。

(支給事項の範囲)

- 第3条 祝電、弔慰金等を支給する場合は、以下の各号のとおりとする。
 - (1) 会員が結婚したとき
 - (2) 会員が死亡したとき
 - (3) 会員の家族(配偶者および一親等の血族)が死亡したとき
 - (4) その他、必要と認められたとき

(届出義務)

第4条 会員またはその関係者がこの規程により祝電、弔慰金等を受けようとするときは、その 事実を別記様式にて90日以内に本会事務局宛に届け出ることとする。

(祝雷)

第5条 1 会員が結婚した場合は、申請をもって祝電を贈る。

(弔慰金)

- 第6条 1 会員が死亡した場合は、弔慰金10,000円を支給する。
 - 2 会員の家族(配偶者および一親等の血族)が死亡したときは、弔電とする。
 - 3 会長が必要と認めるときは、下記の弔意行動をとることができる。
 - (1) 弔電
 - (2) 供花
 - (3) 籠盛
 - (4) その他、葬儀等への参列など

(委任)

第7条 この規程に定めないものでも、会長が必要と認めるときは支給することができる。

(改廃)

第8条 この規程は、理事会の決議により改廃する。

附則

1 この規程は、平成 25 年 11 月 22 日より施行する。

会長	事務局		

慶弔および災害見舞金の申請書

山形県理学療法士会会長 殿								
このたび、私、下記理由により、<慶弔・見舞金>の支給を申請いたします。								
令和	年	月	日					
			会員番号					
			氏名					
	住所							
	連絡先 (電話番号)							
	代理人氏名							
	本人との関係							
	住所							
連絡先(電話番号)								
	□祝電				□祝電			
由建市宏	□弔電			決定内容	□弔電	m		
申請内容	□弔慰金			伏足的谷	□	円 円		
	□見舞金					※事務局記入		
申請事由	•			•	,			
備考(日時・催事場など)								

提出先:山形県理学療法士会 事務局 〒990-2231 山形県山形市大森 924